

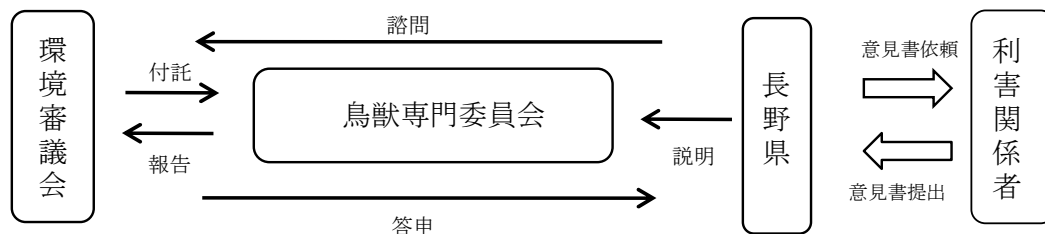
令和 8 年度 鳥獣保護区等の指定について

森林づくり推進課 鳥獣対策係

1 鳥獣保護区等の指定一覧

名称・区分	所在地	指定の趣旨	面積 (ha)	指定期間	根拠
新規指定					
常盤 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	大町市	常盤鳥獣保護区周辺におけるニホンジカの農林業被害増加を受け、鳥獣保護区の期間満了後に新たに「常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域」を指定し、特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。	667	R 8. 11. 1～ R 13. 10. 31 (5 年間)	法第12条第 6項
再指定 (期間延長)					
大峰 狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・ イノシシを除く)	池田町	大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域内で特にニホンジカとイノシシの捕獲を可能とすることによって、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図る地域として指定するもの。	245	R 8. 11. 1～ R 13. 10. 31 (5 年間)	法第12条第 6項

2 (1) 答申までの流れ



(2) スケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会			● 諮問			● 答申		
鳥獣専門委員会					● 現地検討			
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

3 鳥獣専門委員会

- (1) 日時 令和8年8月17日(月) 13時20分～15時00分
- (2) 場所 常盤狩猟鳥獣捕獲禁止区域、大町合同庁舎
- (3) 内容 現地調査、会議
- (4) 専門委員会での意見

諮問された2地区の指定については、異議なし

(その他のご意見については、資料2-2のとおり)

4 鳥獣専門委員会現地調査の様子



令和8年度長野県環境審議会鳥獣専門委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・職
学識経験者	うえはら たかお 上原 貴夫	長野県短期大学 名誉教授
	みずたに みずき 水谷 瑞希	信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設 准教授
	おぜき まさあき 尾関 雅章	長野県環境保全研究所 主任研究員生物多様性班長
保護団体	かみじょう こうし 上條 恒嗣	信州野鳥の会 顧問
利害関係者等	さとう しげる 佐藤 繁	(一社)長野県猟友会 常務理事兼事務局長
	こばやし としき 小林 敏樹	長野県森林組合連合会 総務部部長
関係行政機関	ふじい まさる 藤井 勝	中部森林管理局 計画保全部 保全課長
	まるのうち み え こ 丸之内 美恵子	環境省信越自然環境事務所 野生生物企画官
	やぐち とおる 矢口 亨	大町市 地域振興部 農林水産課 課長補佐

任期: 令和8年6月30日から令和9年3月 31日まで

【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ、イノシシを除く)	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。 ※狩猟期間中にニホンジカ、イノシシのみ狩猟を認める区域
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

令和8年度鳥獣保護区等指定計画位置図

